

# 多田高見台地区地区計画

## ■地区の概要

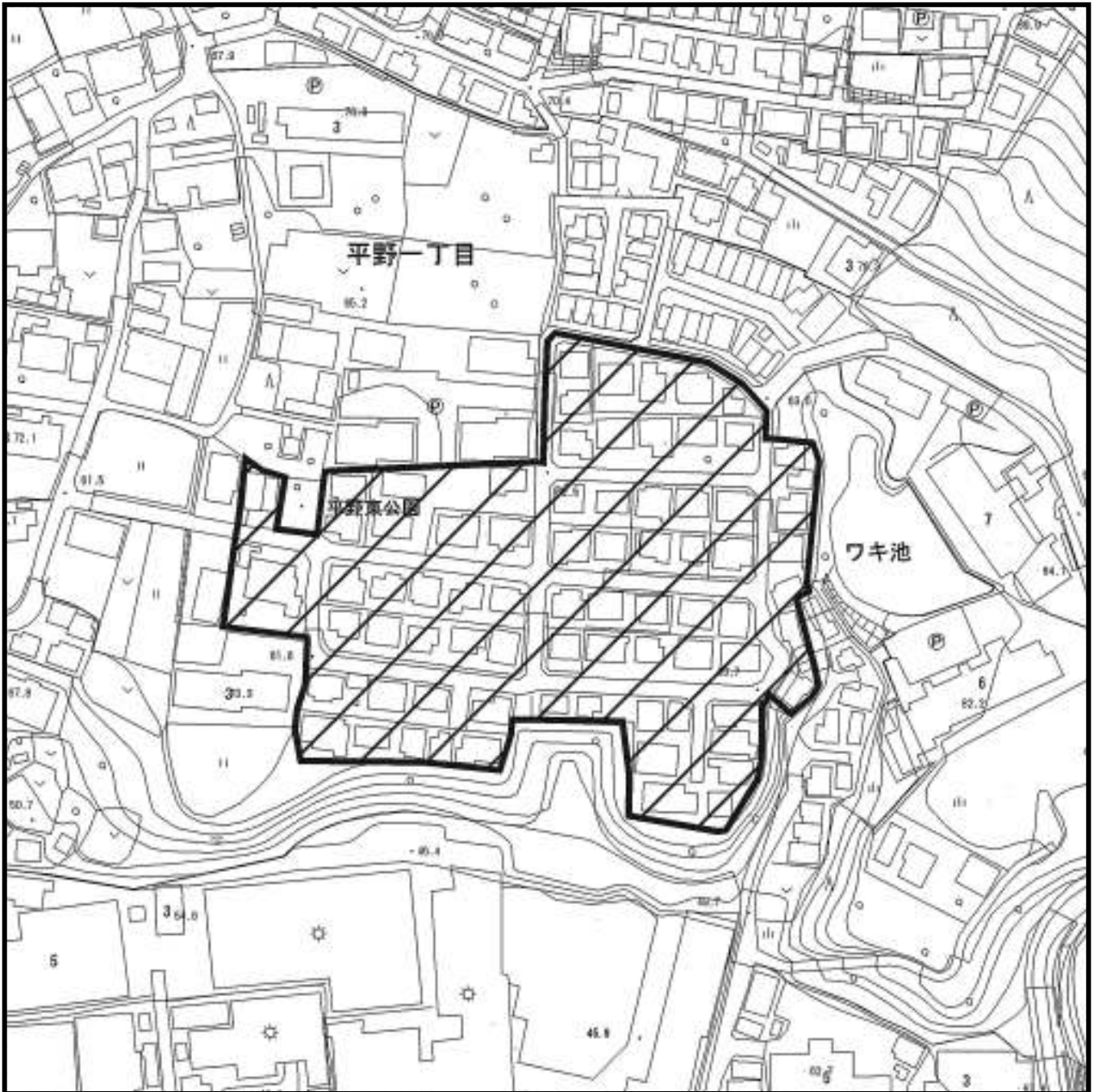
名 称	多田高見台地区地区計画
位 置	川西市平野1丁目の一部
区 域	計画図表示のとおり
面 積	約1.8ヘクタール

## ■区域の整備・開発保全に関する方針

地区計画の目標	本地区は、川西市中部、能勢電鉄多田駅の北東約400メートルに位置し、昭和43年に開発された閑静な住宅地である。 本地区計画は、これまで地区住民自らが培ってきた戸建住宅主体の良好な住環境を維持及び保全することを目標とする。
土地利用の方針	戸建住宅を主体とした良好な住宅地を形成し、住環境を維持及び保全する土地利用を図る。
建築物等の整備の方針	戸建住宅を主体とした良好な住環境を形成するため、建築物等の規制及び誘導を図る。

## ■ 地区整備計画

地区整備計画を定める区域	計画図表示のとおり	
地区整備計画の区域面積	約1.8ヘクタール	
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外は、建築してはならない。ただし、現に存する建築物で、その敷地内において用途の変更を伴わずに建築するものについては、この限りでない。 1 戸建専用住宅 2 戸建住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次の各号のいずれかに掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。） (1) 事務所 (2) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 (3) 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限り。） 3 前2項の建築物に附属するもの
	建築物の敷地面積の最低限度	150平方メートル。ただし、現に建築物の敷地として使用されている土地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用する土地について、その全部を一の敷地として使用する場合は、この限りでない。
	建築物等の高さの最高限度	建築物の高さの最高限度は10メートル、かつ、軒の高さの最高限度は7メートルとする。



凡例	
地区計画区域	——
地区整備計画区域	